

第3次東温市環境基本計画等策定業務
(再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務)

仕 様 書

第1章 共通仕様書

第2章 令和7年度とうおんスマートエコタウン計画（区域施策編）
策定業務

第3章 令和8年度環境基本計画・とうおんスマートエコタウン計画
（事務事業編）策定業務

第1章 共通仕様書

第1節 業務の名称

この業務の名称は、「第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）」（以下「本業務」という。）とする。

第2節 目的

東温市（以下「本市」という。）では、2017年3月に「第2次東温市環境基本計画」を策定し、総合的な環境施策を市民・事業者・行政が一体となって推進し、本市における良好な環境の形成に向け、自然環境の保全、自然との共生及び循環型社会の形成による環境負荷の軽減を図り、将来の望ましい環境について定めている。

また、その実施計画として地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び経済産業省認定の「次世代エネルギーパーク計画」を包含した「とうおんスマートエコタウン計画」を策定している。

その後、2020年10月の政府による「2050年カーボンニュートラル」の宣言を受けて、各分野で脱炭素化に向けた動きが一層加速しており、2021年には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、法の基本理念として「2050年までの脱炭素社会の実現」が位置付けられ、2030年度に2013年度比46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。

本業務では、中長期的に脱炭素化を図り、持続可能でレジリエントな地域とするために、地域の再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー導入目標を設定し、反映させたとうおんスマートエコタウン計画（区域施策編・事務事業編）の次期計画を策定するとともに、市民・事業者・行政が一体となって総合的な環境施策を推進するための東温市環境基本計画の次期計画を策定することを目的とする。

第3節 契約及び業務の期間

本業務の契約期間は、契約締結の日から令和9年3月15日までとする。なお、業務期間は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年度とうおんスマートエコタウン計画（区域施策編）策定業務
契約締結日から令和8年1月20日まで

- (2) 令和8年度環境基本計画・とうおんスマートエコタウン計画（事務事業編）策定業務
契約締結日から令和9年3月15日まで

第4節 適用範囲

本仕様書は、「第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）」に関する委託に適用する。また、本業務の処理は、委託契約書に定めるもののほか、すべて本仕様書に基づいて行うものとする。本仕様書に明記のない事項であっても、業務に当然必要と認められる事項については、本市の指示により、受託者の負担においてこれ进行处理するものとする。

第5節 受託者の義務

受託者は、本業務の意図及び目的を十分に理解して、最高の技術を発揮するように努めると共に、本仕様書の記載事項及び業務内容に関して疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議・調整の上、業務を遂行するものとする。

第6節 機密の保持

受託者は、本業務に関して知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

第7節 協議・打合せ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と必要に応じて協議・打合せを行う。

第8節 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、又は、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれに当たり、その内容については遅滞なく本市に報告しなければならない。

第9節 関係法令の遵守

受託者は、本業務の実施に当たり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。

第10節 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、業務に利用できる資料は、これを貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成のうえ本市に提出し、業務

完了時に返却すること。

第11節 管理技術者

受託者は、管理技術者（以下本節において「技術者」という。）をもって本業務全般にわたる技術的管理を行わせるものとする。

- (1) 受託者は、業務における技術者を選任し、本市に届出、承認を得なければならない。
- (2) 技術者は、本仕様書に基づき、業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 技術者は、業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものでなければならない。

第12節 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって、本市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

- (1) 業務の着手時
 - ①着手届
 - ②管理技術者選任届
 - ③業務実施工程
 - ④その他市が指定する書類
- (2) 業務の完了時
 - ①業務完了届
 - ②その他市が指定する書類

第13節 検査及び引渡し

受託者は、各年度の本業務完了時速やかに成果品を業務完了届とともに提出し、完了検査を受けなければならない。

第14節 手直し

本業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、措置を行うものとする。なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

第15節 成果品

受託者は、本業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる資料をファイル形式（綴じこみ）で本市に提出しなければならない。また、成果品は、全て本市に帰属するものとし、成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）を本市に無償譲渡するものとする。

【令和7年度実績報告】

- | | |
|--------------------------------|----|
| ①とうおんスマートエコタウン計画原稿(区域施策編) | 1部 |
| (A4版、表紙カラー、本文カラー) | |
| ②とうおんスマートエコタウン計画(区域施策編)(概要版)原稿 | 1部 |
| (A4版、表紙カラー、本文カラー) | |
| ③環境審議会資料及びその議事録 | 1部 |
| ④打合せ議事録 | 1部 |
| ⑤①～④の電子データ(CD-R、Word形式及びPDF形式) | 1部 |

【令和8年度実績報告】

- | | |
|--------------------------------|----|
| ① 第3次東温市環境基本計画原稿 | 1部 |
| (A4、120頁程度、表紙カラー、本文カラー) | |
| ② 第3次東温市環境基本計画(概要版)原稿 | 1部 |
| (A4、4頁、カラー) | |
| ③とうおんスマートエコタウン計画(事務事業編)原稿 | 1部 |
| (A4版、表紙カラー、本文カラー) | |
| ④とうおんスマートエコタウン計画(事務事業編)(概要版)原稿 | 1部 |
| (A4版、表紙カラー、本文カラー) | |
| ⑤環境審議会資料及びその議事録 | 1部 |
| ⑥打合せ議事録 | 1部 |
| ⑦①～⑥の電子データ(CD-R、Word形式及びPDF形式) | 1部 |

第2章 令和7年度とうおんスマートエコタウン計画（区域施策編）策定業務 業務内容

第1節 計画準備

業務実施に当たり、必要な資料収集を行うとともに、各業務内容についての作業実施方針や実施工程を検討し、業務計画書としてとりまとめる。

第2節 自然的・経済的・社会的条件の整理

気象条件（日照、風況、気温、雪量等）、河川状況（位置、流量等）、産業の状況（農林水産業、製造業、商業、観光等）、土地利用状況、人口の推移、ごみ排出状況、下水道の整備状況、公共施設の整備状況、各種の上位・関連計画等について情報収集及び整理を行う。

第3節 アンケート調査

地球温暖化問題やエネルギー資源問題、再生可能エネルギーに関する理解度、取組状況等について調査するとともに、再生可能エネルギーの導入や温室効果ガス削減対策に向けた今後の意向についても確認を行い、アンケート調査結果について分析を行う。

(1) 一般市民・事業所アンケート

○調査対象

- 一般市民 1,000人程度
- 事業所 100事業所程度

○調査票等の印刷等

- 調査票及び依頼文は、受託者が作成する。
- 調査票及び依頼文の印刷は、受託者が行う。
- 返信用封筒の印刷は、受託者が行う。
- 封入作業は、受託者が行う。（調査票、依頼文、返信用封筒）
- 発送・返送用封筒は、本市が準備する。
- タックシール（宛名シール）は本市が作成し、封筒に貼る。

○配布・回収方法

郵送（郵送費用は、受託者が負担）で行う。

(2) 小学生・中学生アンケート

○調査対象

- 小学生 300人程度
- 中学生 300人程度

○調査票等の印刷等

- 調査票及び依頼文は、受託者が作成する。
- 調査票及び依頼文の印刷は、本市が行う。

○配布・回収方法

東温市教育委員会を通じて配布・回収する。

第4節 温室効果ガス排出量の削減のために必要な情報の収集及び分析

(1) 区域内の温室効果ガス排出量の推計及び分析

国の最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、自然的・経済的・社会的条件を踏まえた区域内の温室効果ガス排出量を推計し、経年変化から増減要因等について分析する。

(2) 温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集及び分析

区域内の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組状況や他自治体の取組事例、最新の技術動向などについて情報の収集を行うとともに、地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた課題や温室効果ガス削減に向けた政策・施策の実施可能性等について分析を行う。

第5節 再生可能エネルギーの導入のために必要な情報の収集及び分析

(1) 再生可能エネルギーポテンシャルの調査

再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行い、調査結果は下記の観点から分析を行う。

- ①全エネルギー消費量に占める割合
- ②原油換算量
- ③二酸化炭素排出削減量

(2) 再生可能エネルギーの導入に関する基礎情報の収集及び分析

区域内の再生可能エネルギーの導入に向けた取組状況や他自治体の取組事例、最新の技術動向などについて情報の収集を行うとともに、地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた課題や再生可能エネルギーの導入に向けた取組の実施可能性等について分析を行う。

第6節 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、温室効果ガスの排出に関わりの深い項目を活動量として設定し、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の温室効果ガス排出量（現状趨勢ケース）について推計を行う。

また、温室効果ガス排出量の削減対策の効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計を、可能な限り複数のパターンについて推計を行う。

第7節 地域の脱炭素シナリオ及びあるべき将来像の作成

将来の温室効果ガス排出量の推計結果を踏まえ、国や県の削減目標を考慮した温室効果ガス削減目標を設定するとともに、2050年までの脱炭素社会の実現に向けた脱炭素シナリオを作成する。また、脱炭素社会を実現した状態に必要な技術・施策・事業・行動変容などを明らかにしたあるべき将来像を作成する。なお、エネルギー、廃棄物、都市計画、産業振興、交通、防災、福祉など様々な分野における行政計画も参考にしつつ、将来的に地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、脱炭素社会の実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、脱炭素施策による地域の経済的・社会的課題の統合的な解決等を検討する。

第8節 再生可能エネルギー導入目標の作成

(1) 将来のエネルギー消費量の推計

エネルギー消費量の指標となるデータをもとに将来のエネルギー消費量を推計する。推計を行う際には、温室効果ガス排出量の削減対策の効果等についても考慮する。

- ・家庭部門の消費エネルギー量調査（世帯数、電力消費量等から推計）
- ・業務その他部門の消費エネルギー量調査（延床面積、電力消費量等から推計）
- ・産業部門の消費エネルギー量調査（就業者数、出荷額、電力消費量等から推計）
- ・運輸部門の消費エネルギー量調査（登録台数、電力消費量等から推計）
- ・将来のエネルギー消費量の推計

(2) 再生可能エネルギー導入目標の設定

地域の再生可能エネルギーのポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再生可能エネルギー導入目標を設定する。

第9節 その他の脱炭素に資する目標の作成

2050年までの脱炭素社会の実現及び地域のあるべき将来像の実現を見据えるとともに、温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた取組について、目標を作成する。

第10節 目標及び地域脱炭素実現のために必要な政策及び重要な施策に関する構想の策定

温室効果ガス削減目標や再生可能エネルギー導入目標、その他脱炭素に資する目標の達成や、地域脱炭素を実現するために必要な政策について、地域の自然的・経済的・社会的な特性や解決すべき課題を踏まえ、政策の方向性

や具体的政策について実現可能性を考慮して検討し、提案する。また、重要な施策に関する構想を併せて提案する。

第11節 進捗管理のための指標の設定及び体制の構築

目標及び地域脱炭素を実現するために必要な政策及び重要な施策の進捗状況を把握するための指標を提案する。なお、指標は可能な限り数値目標を含むものとする。

また、進捗管理のための管理体制や点検・評価方法等についても併せて提案する。

第12節 とうおんスマートエコタウン計画（区域施策編）案の作成

再生可能エネルギー導入目標や将来ビジョン・脱炭素シナリオの実現に向けた施策について、庁内検討会議や環境審議会等での協議を踏まえて内容を精査し、とうおんスマートエコタウン計画（区域施策編）案を作成する。

第13節 パブリックコメントの実施支援

とうおんスマートエコタウン計画（区域施策編）案のパブリックコメント実施に際して、公表する資料の作成や提出された住民意見の整理、分析及び回答案の作成を行うなど支援を行う。

第14節 計画書及び概要版の作成

パブリックコメント実施後の意見を反映したうえでとうおんスマートエコタウン計画を作成し、その概要版も作成する。

第15節 打合せ・協議・会議支援

業務全体の進行管理、情報整理・確認等のための打合せ・協議等を行う。打合せ・協議については、業務着手時、業務中間時に2回、業務完了時の計4回程度を想定している。

庁内会議、環境審議会の開催に伴い、会議資料を作成するとともに、会議に出席し、説明補助等の事務局支援を行う。また、発言順に会議の内容を記録した要点議事録を作成する。会議の開催回数は、庁内検討会議3回、環境審議会3回の計6回程度を想定している。

第3章 令和8年度環境基本計画・とうおんスマートエコタウン計画（事務事業編）策定業務 業務内容

●環境基本計画

第1節 基本的事項の整理

現行の環境基本計画を継承し、次に掲げる基本的な事項を整理する。

- (1) 第3次東温市環境基本計画策定の背景及び目的並びに位置づけ
- (2) 第3次東温市環境基本計画の推進主体
- (3) 第3次東温市環境基本計画の期間
- (4) 第3次東温市環境基本計画で対象とする環境の範囲

第2節 地域概況及び環境現況調査

(1) 地域概況調査

計画を策定する上で必要となる本市の地域概況を、次の内容について調査する。調査に当たっては既存資料調査を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施する。関係機関及び関係各課へ資料要請・ヒアリングを行う場合、環境保全課を通じて要請する。

（調査内容）

位置と地勢、気温及び降水量、人口及び世帯数、産業、土地利用、水域利用、交通、水道及び下水道（インフラ整備）、観光

(2) 環境現況調査

計画を策定する上で必要となる本市の環境の現況を、次の内容について調査する。調査に当たっては既存資料調査を基本とし、必要に応じてヒアリングを実施する。関係機関及び関係各課へ資料要請・ヒアリングを行う場合、環境保全課を通じて要請する。

○ 生活環境の現状と課題

大気汚染、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、有害化学物質、廃棄物

○ 水環境の現状と課題

公共用水域の水質の現状、地下水の水質の現状、水環境の課題

○ 自然環境の現状と課題

動植物、自然景観、自然環境の法指定地域、自然環境の課題

○ 社会環境の現状と課題

公園・緑地、水辺、社会環境の課題

○ 地球環境の現状と課題

地球環境の現状、地球環境の課題

○ 環境教育の現状と課題

環境教育の重要性、環境教育の課題

第3節 環境の現状分析及び課題の整理

第2章第3節及び第3章環境基本計画第1節から第2節の調査結果を整理し、現行計画の成果、現在の環境の状況を分析し、本市の取組が進んでいる項目、逆に今後の取組が必要と考えられる課題、市民等が期待する本市の環境のイメージや環境施策等を整理する。

第4節 計画の将来像及び基本目標の設定

第3章環境基本計画第3節で整理された課題及び総合計画等各種計画等における理念及び計画目標等を勘案し、第3次東温市環境基本計画の将来像及び基本目標を設定する。

第5節 基本施策等の選定

設定された基本目標を達成する上で実施すべき個々の基本施策を検討し、重点的に取り組む施策（リーディングプロジェクト）を選定する。

なお、基本施策等の設定には他の部局の環境関連施策も含むこととするが、その場合、当該部局と調整した上で選定すること。

第6節 進捗管理方法及び体制の構築

計画策定後、計画の推進に資するため、有効と考えられる計画の進捗管理方法及び体制を提案する。

第7節 第3次東温市環境基本計画案の作成

上記の調査・検討結果をもとに、環境審議会の審議結果を勘案した第3次環境基本計画案を作成する。

第8節 パブリックコメント実施支援

第3次東温市環境基本計画案のパブリックコメント実施に際して、公表する資料の作成や提出された住民意見の整理、分析及び回答案の作成を行うなど支援を行う。

第9節 計画書及び概要版の作成

パブリックコメント実施後の意見を反映したうえで計画書を作成し、その概要版も作成する。

第10節 環境審議会資料作成及び運営補助

第3次東温市環境基本計画策定に当たって開催する環境審議会の会議資料を作成するとともに、会議に出席し、説明補助等の事務局支援を行う。また、発言順に会議の内容を記録した要点議事録を作成する。会議の開催回数は、3回程度を想定している。

●とうおんスマートエコタウン計画（事務事業編）

第1節 計画の基本的事項の設定

計画策定に必要なとなる基本的事項（計画の目的、計画の期間、計画の対象等）について、最新の情勢等を踏まえて整理を行う。

第2節 温室効果ガス排出量の算定及び分析

本市が所有する施設におけるエネルギー使用量から本市の事務事業に係る温室効果ガスの排出量について算定を行うとともに、エネルギー使用特性について分析する。また、温室効果ガス排出量算定方法について必要な見直しを行う。

第3節 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

温室効果ガス排出量の実績及び本市における他の関連計画及び国や県の地球温暖化対策の動向等を踏まえ、温室効果ガス排出量についての削減目標を設定する。

第4節 温室効果ガス排出量削減に向けた取組の策定

温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、本市の事務事業における実情を踏まえ、目標を達成に向けた温室効果ガス排出量の削減のための取組について検討や整理を行い、提案する。

第5節 進捗管理方法等の構築

計画の実施・点検・評価・見直し等の進行管理、体制、進捗状況の公表方法等について提案する。

第6節 計画書及び概要版の作成

本業務における全ての業務内容を考慮し、とうおんスマートエコタウン計画（事務事業編）を作成し、その概要版も作成する。